

第7号議案

春日市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年2月25日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

国民健康保険の適正かつ安定的な運営を確保するため国民健康保険税の税率を改定するとともに、地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正等に伴い、未就学児に係る被保険者均等割額の減額措置に関し所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

春日市国民健康保険税条例(昭和60年条例第8号)の一部を次のように改正する。

本則中「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額」に、「国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額」を「国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額」に改める。

第3条第4項中「並びに」を「及び」に改める。

第4条第1項中「100分の7.1」を「100分の6.80」に改める。

第5条中「26,000円」を「26,433円」に改める。

第6条第1号中「26,000円」を「25,159円」に改め、同条第2号中「13,000円」を「12,579円」に改め、同条第3号中「19,500円」を「18,869円」に改める。

第7条中「賦課期日の属する年の前年の所得に係る」を削り、「100分の2.4」を「100分の2.51」に改める。

第8条中「8,000円」を「9,212円」に改める。

第8条の2第1号中「8,000円」を「8,769円」に改め、同条第2号中「4,000円」を「4,384円」に改め、同条第3号中「6,000円」を「6,576円」に改める。

第9条中「100分の2.2」を「100分の2.36」に改める。

第10条中「15,000円」を「16,899円」に改める。

第14条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第24条第1号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「18,200円」を「18,504円」に改め、同号イ(ア)中「18,200円」を「17,612円」に改め、同号イ(イ)中「9,100円」を「8,806円」に改め、同号イ(ウ)中「13,650円」を「13,209円」に改め、同号ウ中「5,600円」を「6,449円」に改め、同号エ(ア)中「5,600円」を「6,139円」に改め、同号エ(イ)中「2,800円」を「3,069円」に改め、同号エ(ウ)中「4,200円」を「4,604円」に改め、同号オ中「10,500円」を「11,830円」に改め、同条第2号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「13,000円」を「13,217円」に改め、同号イ(ア)中「13,000円」を「12,580円」に

改め、同号イ(イ)中「6,500円」を「6,290円」に改め、同号イ(ウ)中「9,750円」を「9,435円」に改め、同号ウ中「4,000円」を「4,606円」に改め、同号エ(ア)中「4,000円」を「4,385円」に改め、同号エ(イ)中「2,000円」を「2,192円」に改め、同号エ(ウ)中「3,000円」を「3,288円」に改め、同号オ中「7,500円」を「8,450円」に改め、同条第3号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「5,200円」を「5,287円」に改め、同号イ(ア)中「5,200円」を「5,032円」に改め、同号イ(イ)中「2,600円」を「2,516円」に改め、同号イ(ウ)中「3,900円」を「3,774円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「1,843円」に改め、同号エ(ア)中「1,600円」を「1,754円」に改め、同号エ(イ)中「800円」を「877円」に改め、同号エ(ウ)中「1,200円」を「1,316円」に改め、同号オ中「3,000円」を「3,380円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,965円
- イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,608円
- ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,573円
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 13,217円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

- ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,382円
- イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,303円
- ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,685円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,606円

第24条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額及び」」に改め、「次号及び第3号において同じ。）」の次に「及び」を加える。

附則第3条中「第24条」を「第24条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第4条、第5条及び第7条から第14条までの規定中「第24条」を「第24条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条から第10条まで、第14条第1項及び第24条の改正規定並びに第24条の2の改正規定(「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。)並びに附則第3条から第5条まで及び第7条から第14条までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の春日市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。